

退職手当等勤労に対する対価と認めがたい給与については  
政府契約の支払遅延防止等に関する法律を適用しない件

昭和25年8月19日

理国第294号

大蔵省理財局長から

各省（庁）官房会計課長 あて

首題の件に関しては、さきに6月5日附理国第184号で御通知しておいたのであるが、左記の諸手当は勤労に対する対価とは認めがたいので、本法の適用を受ける遡及発令の給与支払については、現実に発令のあつた日を支払時期の起算日として処理されたい。

記

- 1 退職手当（国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和25年法律第142号）第9条、第10条の規定に基づいて支給される退職手当を含む。  
なお、同法が改正された場合において、同種の退職手当が支給される場合は、これを含むものとする。）
- 2 寒冷地手当
- 3 石炭手当
- 4 解雇予告手当
- 5 休業手当